

海上運送法施行規則及び船員法施行規則の一部改正について

1. 背景

近年における船舶運航事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例等の支援措置等並びに船員の労働環境の改善のための措置を講ずることを内容とした海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が今国会において成立し、6月6日に公布されたところです。これに伴い、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）について、下記の通り所要の改正を行うこととします。

2. 概要

【海上運送法施行規則の改正】

（1）航海命令従事証明書【第24条の2関係】

改正法により、国土交通大臣は、航海命令を行った場合に船長に対し、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を交付することとされたところ、この証明書の様式を定めることとします。この様式には、以下の項目を記載することとします。

政府の命令により航海に従事する船舶である旨、命令の根拠条項、命令の発出日、命令を受けた事業者の名称等、航路、船舶の詳細、運送対象となる人又は物等。

【船員法施行規則の改正】

（2）雇入契約の締結の際に明示すべき事項の追加【第16条関係】

船員法（昭和22年法律第100号）第32条は、雇入契約の締結に際し、給料、労働時間その他の労働条件を明示することを船舶所有者に義務づけており、その明示事項については、規則で規定されているところです。

改正法により、当該雇入契約に係る航海が航海命令によるものである場合に、その旨を明示することが新たに義務づけられることに伴い（改正後の船員法第32条第2

項)、船舶所有者が船員の雇入契約の際に明示すべき事項について、「航海命令により航海を行う旨」を追加することとします。

(3) 通常配置表の記載事項【第44条の2関係】

海員の労働条件の一層の明確化を図るため、改正法により、船長に対し、船内において海員が作業に従事する時間帯及び作業内容を記載する通常配置表の作成、及びその船員室その他適当な場所への掲示が新たに義務づけられることに伴い（改正後の船員法第66条の2）、当該通常配置表に定める具体的記載事項を以下の通り定めることとします。

- ・海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間
- ・海員の一日当たりの労働時間の限度及び一週間当たりの労働時間の限度

(4) 船内記録簿の記載事項及びその写しの交付【第45条関係】

海員の労働条件の一層の明確化を図るため、改正法により、船内記録簿の記載事項について、休息時間の記載が追加されるとともに、船長に対し、当該記録簿の写しの交付が新たに義務づけられることとなります（改正後の船員法第67条第1項及び第2項）。

これに伴い、当該休息時間に関する具体的記載事項を以下の通り定めることとします。

- ・1日当たりの休息時間
- ・休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間

また、記録簿の写しの交付については、海員からの求めに応じ、海員から求められた事項について交付することとします。

(5) その他

その他所要の規定の整備（改正法による条項ずれに伴う改正、郵便為替法の廃止に伴う退職手当の支払方法としての郵便為替の廃止等）を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成20年7月上旬

施 行 : 平成20年7月中旬（改正法施行日と同日）※

（※改正法第64条の2に関する規定のみ、改正法の公布の日から1年以内で政令で定める日）